

第 88 回倫理委員会議事要旨（2023 年 12 月 27 日）

I 日時：

2023 年 12 月 27 日（水）13:00~15:00

II 場所：

対面及びオンライン会議

III 出席者：

○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外（特定社員を含む。）の委員を示す。

樋口誠之（委員長）、武藤智帆（副委員長）、山田雅弘（副委員長）、石井哲也、市川充（※）、佐々野未知、高田篤、林隆敏（※）、林祐樹（※）、三宅周兵、矢萩由紀子（※）、吉村智明

○ 日本公認会計士協会

後藤紳太郎（副会長）、西田俊之（常務理事）

IV 議事要旨：

◆ 審議事項

1. 倫理規則の改正に関する公開草案について

担当副委員長から、2022 年 4 月 11 日付けで国際会計士倫理基準審議会（the International Ethics Standards Board for Accountants：IESBA）から公表された上場事業体及び社会的影響度の高い事業体（Public Interest Entity：PIE）の定義に関する倫理規程改訂を踏まえた倫理規則改正の公開草案に関して、概要や論点等について、2023 年 12 月 19 日に開催された第 10 回倫理委員会識者懇談会における委員からの意見やそれに対する本会の対応を含めた説明がなされた。

審議の結果、倫理委員会における意見を踏まえた表現上の修正を検討することを前提として、出席委員全員の賛成により承認され、倫理規則改正の公開草案を 2024 年 1 月役員会上程することとなった。

【主なご意見】

- PIE の範囲について、法定監査の対象となる事業体のみ限定しているが、その線引きでよいのか。法定監査の対象ではないが、PIE とすべき事業体はないという結論なのか。

（ご意見への対応）

法定監査で線引きをすることは考え方の一つであり、必ずしもそれによって判断するわけではないが、今後、法定監査の対象となった場合には検討が必要になると考えている旨

を回答した。

- 改正案の第 400.24 A1 項において、会計事務所等がその他の事業体を PIE として取り扱うかを決定することが推奨されているが、この規定の前提にも、法定監査の対象となる事業体のみを PIE として取り扱うという考え方が含まれるのか。

(ご意見への対応)

法定監査の対象となる事業体のみを PIE とするという考え方が含まれているかについては、必ずしもそのような考え方ではなく、近い将来、例えば IPO 等によって PIE となることが想定されるケースなどにおいて、法定監査以外の場合でも PIE とするケースも考えられる旨を回答した。

- 学校法人に関して、文部科学省所轄の大学が PIE に該当することになるかどうかの検討はされたのか。

(ご意見への対応)

学校法人についても検討を行い、PIE には含めないという結論となった旨を回答した。

- 改正案の第 400.24 A1 項において、会計事務所等がその他の事業体を PIE として取り扱うかを決定することが推奨されているが、信用金庫や信用組合については、どのように考えればよいか。倫理委員会有識者懇談会でも懸念の意見があったようであるため、確認したい。

(ご意見への対応)

一定規模以上の信用金庫等については、従来も会計事務所等が任意で PIE とする事業体の例示として挙げられており、また、PIE としない場合であっても、ローテーションに関して PIE と同様の取扱いが要請される事業体の例示として挙げられている。今回の見直しは、この考え方が大きく変わるものではなく、実務の定着等も踏まえて、各会計事務所等において検討することになる旨、また、この点については、公開草案に対する質問事項として広く意見を伺う予定である旨を回答した。

- 改正案の R400.22 項(4)では、PIE として取り扱うべき事業体として、法令又は本規則によって、社会的影響度の高い事業体として取り扱われる事業体が規定されているが、当該規定に該当する事業体は、公認会計士法上の大会社等と考えればよいか。

(ご意見への対応)

その理解のとおりである旨を回答した。

2. 倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）」の改正に関する公開草案について

担当副委員長から、2022年から2023年までにおける IESBA 倫理規程改訂（テクノロジー、上場事業体及びPIEの定義、業務チームの定義及びグループ監査）及び倫理規則における「守秘義務」の用語の見直しを踏まえた倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）」改正の公開草案に関して、概要や論点等について、2023年12月19日に開催された第10回倫理委員会有識者懇談会における委員からの意見やそれに対する本会の対応を含めた説明がなされた。

審議の結果、倫理委員会における意見を踏まえた表現上の修正を検討することを前提として、出席委員全員の賛成により承認され、実務ガイダンス第1号改正の公開草案を2024年1月役員会に上程することとなった。

【主なご意見】

- Q114-3-1に関連して、倫理規則 R114.2 項(4)において、公表された情報の利用又は開示を禁止事項として記載するのであれば、文案中の「その情報が適切に、又は不適切に公開されたかにかかわらず」という文言はなくてもよいのではないか。

（ご意見への対応）

情報が公表された経緯が適切か不適切かを公認会計士が判断することは非常に難しいことから、「その情報が適切に、又は不適切に公開されたかにかかわらず」という文言を規定に入れ、そのような判断までを公認会計士に求めるものではないということを明確にした旨を回答した。

- Q114-3-1に関連して、倫理規則 R114.2 項(4)において、情報が適切に公開されていたとしても利用又は開示は認められない場合があるということであるならば、そのような説明をどこかで行った方がよいのではないか。

（ご意見への対応）

本規定の趣旨については、機関紙の記事や研修会等において解説を行い、周知を図りたい旨を回答した。

- Q114-3-1に関連して、倫理規則 R114.2 項(4)において「その情報が適切に、又は不適切に公開されたかにかかわらず」との文言があり、その中の「公開」という文言は、IESBA 倫理規程の「publicly available」に対応した記載だと思われる。これは、誰もが知るところになったという意味ではなく、何らかの方法で入手可能になったに過ぎないということの意味することも考えられるのではないか。その場合、誰もが知るところになったという意味と捉えられる「公開された」ではなく、別の言葉を当てる必要があるのではないか。

整理に当たっては、弁護士の守秘義務に関する解釈も参考になる。

(ご意見への対応)

ご意見を踏まえ、修正について検討したい旨を回答した。

◆ 報告事項

1. IESBA-NSS（各国基準設定主体）会議報告（10月）及び IESBA ボード会議報告（12月）

担当副委員長から、2023年10月の IESBA-NSS（各国基準設定主体）会議及び12月の IESBA ボード会議について報告がなされた。具体的には、サステナビリティ、2024年から2027年までの戦略及び作業計画、タックス・プランニング、専門家の利用等について議論が行われた旨が説明された。

2. 会員からの職業倫理相談状況

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp